

35. 01

登録調査機関による先行技術文献調査

1. 概要

「登録調査機関による先行技術文献調査」は、審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関に下調査させることにより審査の迅速化を図ることを目的とした調査事業である。

本調査事業は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）[第36条](#)の規定に基づくものであり、本調査事業を実施可能な登録調査機関は、[同法第37条](#)の規定に基づき、調査業務区分（区分1～39）（[同法施行規則第56条](#)において規定）ごとに登録されていなければならない。

2. 登録調査機関による先行技術文献調査の調査範囲

登録調査機関による先行技術文献調査の調査範囲は、多くの案件では、内国特許文献に加えて外国特許文献までとなっており、また、一部の分野においてはS T N等の商用ツールを用いて非特許文献まで併せて調査することも行われている。

3. 登録調査機関による先行技術文献調査の報告

登録調査機関による先行技術文献調査の報告は、調査業務実施者と審査官が直接面談して、本願の技術内容、検索方針、検索結果及び提示文献の技術内容等の説明を口頭で受けることにより行われる。

また、平成26年9月より、Webシステムを介して面談を行う「オンライン対話」も行われている。

4. 検索報告書のセキュリティ管理

審査着手前の検索報告書は未公開情報であるため、審査官は、施錠可能な場所に保管する等のセキュリティ対策をとる必要がある。

なお、審査着手後の検索報告書は公開情報となり、[特許法第186条](#)に規定される特許に関する書類とされていることから、閲覧の対象である。また、平成15年7月以降に納品された検索報告書は、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat、旧 [I P D L](#)）で閲覧可能である。

5. 審査官による評価

審査官は、登録調査機関による先行技術文献調査の結果について、評価票を用いて評価を行う。

評価結果は、各登録調査機関にフィードバックされる。